

自転車を利用する者が防犯登録を受けなければならない区域の指定

〔平成6年7月15日  
公安委員会告示第75号〕

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第97号）附則第3号の規定により、自転車を利用する者が防犯登録を受けなければならない区域を次のように指定する。

県下の全市町の区域